

東大和市道路アダプト制度実施要綱（試行）

（目的）

第1条 この要綱は、東大和市（以下「市」という。）が管理する道路（以下「道路」という。）について、市と市民等が協働して美化、清掃等を行う制度（以下「道路アダプト制度」という。）の実施に関し必要な事項を定め、道路に対する美化意識の向上を図り、もって良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とし、参加する団体の活動内容や要望等を把握するため、試行運用するものとする。

（対象団体）

第2条 道路アダプト制度に参加することができる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- （1）構成員の全てが市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
- （2）構成員が5人以上であること。
- （3）活動期間を通じ、道路の美化、清掃等を継続して行うことができること。
- （4）小学生又は中学生が構成員に含まれる場合は、その保護者又は教育関係者を団体の代表者としていること。
- （5）宗教活動、政治活動又は営利活動を主たる目的とする団体でないこと。

2 前項の要件を満たさない団体であっても、市長が特に認めた場合は、道路アダプト制度に参加することができる。

（活動期間）

第3条 活動する期間は団体として登録後、試行を終了するまでとする。

2 参加団体の代表者は、やむを得ない事情により、活動期間内において活動を一時的に休止する場合は、市長に申し出るものとする。

（活動路線）

第4条 活動する路線の範囲は、市との協議により決定する。

（活動内容）

第5条 活動内容は、次に掲げるものとする。

- （1）植樹帯、植樹ます及び花壇の維持管理
- （2）植樹帯、植樹ます及び花壇における花き（樹高が1メートルを超える樹木等を除く。）の栽培及び除草
- （3）道路（植樹帯、植樹ます及び花壇を含む。）の清掃
- （4）その他市長が必要と認めるもの

2 参加団体は、前項各号に掲げる活動内容のうち、第9条第1項の規定により市と合意したものを行うものとする。ただし、第10条第1項の規定による参加団体からの申出により市が認めた場合には、活動期間中であっても、活動内容を変更することができる。

(禁止行為)

第6条 参加団体は、その活動において道路の機能に支障を及ぼす行為を行い、又は道路の機能に支障となる工作物等を設置してはならない。

(申込み)

第7条 道路アダプト制度への参加を希望する団体は、東大和市道路アダプト制度申込書（第1号様式）に、参加者名簿及び活動計画書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(協議)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込み団体と活動内容について協議する。

(合意)

第9条 市長は、前条の規定による協議が調ったときは、当該申込み団体と合意書を取り交わすものとする。

2 市長は、参加団体が前項の合意内容を履行しないとき、又は合意内容に違反したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導又は助言をすることができる。

(内容変更)

第10条 参加団体は、申込みの内容に変更が生じた場合には、速やかに、東大和市道路アダプト制度変更申出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、参加団体から前項の規定による申出があり、当該申出内容について承認するときは、東大和市道路アダプト制度変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(合意の解除)

第11条 参加団体が、道路アダプト制度への参加を終了しようとするときは、道路アダプト制度合意解除申出書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、道路の管理上支障がある場合を除き、道路アダプト制度合意解除通知書（第6号様式）により通知し、参加団体との合意を解除するものとする。

3 市長は、参加団体が第2条の要件に該当しなくなったとき、又は第6条の規定に違反し、若しくは第9条第2項の指導若しくは助言に従わないときは、前項の解除通知書により参加団体との合意を解除することができる。

4 前3項の規定により合意を解除するときは、参加団体は活動場所（植樹帯、植樹ます及び花壇に限る。）を原状に回復し、市長の確認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

5 参加団体が、第13条第1号の規定により資器材の貸与を受けている場合は、第1項から第3項までの規定により合意を解除した後、速やかに、当該資器材を市に

返還しなければならない。ただし、市長が当該資器材の返還を不要と認めたときは、この限りでない。

(表示板の設置)

第12条 市長は、参加団体から団体名等を明示する表示板の設置の申出があったときは、道路の機能等に支障がない場合に、活動期間中において市が表示板を作成し設置する。

(支援)

第13条 市長は、参加団体に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 美化、清掃等の活動を行うために必要な資器材（花きを除く）の支給及び貸与
- (2) 傷害保険の加入
- (3) その他市長が必要と認める支援

(実績報告)

第14条 参加団体は、令和3年度終了後30日以内に東大和市道路アダプト制度実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中で活動を終了したときは、活動終了後速やかに報告しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から試行を終了するまで運用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。